



宮 崎 県 公 報

平成24年 2 月13日 (月曜日) 第 2361 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

- 宮崎県男女共同参画センター管理規則の一部を改正する規則……………(蛸・鱺・鰯) 1
- 土地改良法施行細則の一部を改正する規則……………(農村整備課) 1

告 示

- 日向東臼杵南部広域連合の規約変更の届出……………(市町村課) 4
- 生活保護法に基づく医療機関の指定……………(国保・援護課) 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (") 4
- 生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定……………(") 4

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………(障害福祉課) 4
- 有害図書類の指定……………(こども家庭課) 5
- 有害興行の指定……………(") 5
- 土地収用法に基づく事業の認定……………(用地対策課) 6
- 道路の区域の変更(5件)……………(道路保全課) 7
- 道路の供用の開始……………(") 8
- 都市計画事業の認可……………(都市計画課) 8
- 指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所所在地の変更について……………(建築住宅課) 8

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(蛸・鱺・鰯) 9
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見……………(商業支援課) 9

規 則

宮崎県男女共同参画センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年 2 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 4 号

宮崎県男女共同参画センター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県男女共同参画センター管理規則(平成13年宮崎県規則第71号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(開館時間) 第 2 条 センターの開館時間は、 <u>午前 9 時30分から午後 9 時まで</u> とする。 2 [略] (休館日) 第 3 条 センターの休館日は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>月曜日</u> (3)・(4) [略] 2 [略]	(開館時間) 第 2 条 センターの開館時間は、 <u>午前 9 時から午後 7 時まで</u> とする。 <u>ただし、土曜日は、午前 9 時から午後 5 時までとする。</u> 2 [略] (休館日) 第 3 条 センターの休館日は、次のとおりとする。 (1) [略] (2)・(3) [略] 2 [略]

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

土地改良法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年 2 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 5 号

土地改良法施行細則の一部を改正する規則

土地改良法施行細則(昭和53年宮崎県規則第 4 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

（応急工事の施行の認可の申請又は協議）

第14条 [略]

2 法第96条の4において準用する法第49条第1項の協議は、別記様式第13号の2による協議書に、省令第41条に規定する書類のほか、応急工事計画書を添えてしなければならない。

（換地計画の認可の申請）

第15条 法第52条第1項（法第96条又は第96条の4において準用する場合を含む。）の認可の申請は、別記様式第14号による申請書に、法第52条第8項及び省令第43条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

（1）～（3） [略]

（換地計画の変更の認可の申請）

第16条 法第53条の4第1項（法第96条又は第96条の4において準用する場合を含む。）の認可の申請は、別記様式第15号による申請書に、同条第2項において準用する法第52条第8項及び省令第44条において準用する省令第43条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

（1）～（3） [略]

（換地処分の届出）

第17条 法第54条第3項（法第96条又は第96条の4において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第16号による届出書によってしなければならない。

（管理規程の設定等の認可の申請又は協議）

第18条 [略]

2 法第96条の4において準用する法第57条の2第1項又は第3項の協議は、別記様式第17号の2による協議書に、省令第48条に規定する書類のほか、前項各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

（市町村の土地改良事業の施行の協議）

第30条 法第96条の2第1項の協議は、別記様式第29号による協議書に、省令第76条の2に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

（1）事業計画書

（2）区域内において土地改良事業を行う農業協同組合の意見書

（市町村の土地改良事業計画の変更の協議）

第31条 法第96条の3第1項の土地改良事業計画の変更の協議は、別記様式第30号による協議書に、省令第76条の10に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

（1）変更後の土地改良事業計画書

（2）区域内において土地改良事業を行う農業協同組合の意見書

（市町村の土地改良事業の廃止の協議）

第32条 法第96条の3第1項の土地改良事業の廃止の協議は、別記様式第31号による協議書によってなければならない。

様式第13号の2（第14条関係）

応急工事施行協議書

[略]

主たる事務所の所在地
申請者（電話番号）（郵便番号）
名称

（応急工事の施行の認可の申請）

第14条 [略]

（応急工事の施行の報告）

第14条の2 法第96条の4第2項において準用する法第96条の2第6項の規定による報告は、別記様式第13号の2による報告書に応急工事計画書を添えてしなければならない。

（換地計画の認可の申請）

第15条 法第52条第1項（法第96条又は第96条の4第1項において準用する場合を含む。）の認可の申請は、別記様式第14号による申請書に、法第52条第8項及び省令第43条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

（1）～（3） [略]

（換地計画の変更の認可の申請）

第16条 法第53条の4第1項（法第96条又は第96条の4第1項において準用する場合を含む。）の認可の申請は、別記様式第15号による申請書に、法第53条の4第2項において準用する法第52条第8項及び省令第44条において準用する省令第43条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

（1）～（3） [略]

（換地処分の届出）

第17条 法第54条第3項（法第96条又は第96条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第16号による届出書によってなければならない。

（管理規程の設定等の認可の申請又は協議）

第18条 [略]

2 法第96条の4第1項において準用する法第57条の2第1項又は第3項の規定による協議は、別記様式第17号の2による協議書に、省令第48条に規定する書類のほか、前項各号に掲げる書類を添えてなければならない。

（市町村の土地改良事業計画の策定の報告）

第30条 法第96条の2第6項の規定による報告は、別記様式第29号による報告書に土地改良事業計画書を添えてしなければならない。

（市町村の土地改良事業計画の変更の報告）

第31条 法第96条の3第5項において準用する第96条の2第6項の規定による土地改良事業計画の変更の報告は、別記様式第30号による報告書に変更後の土地改良事業計画書を添えてしなければならない。

（市町村の土地改良事業の廃止の報告）

第32条 法第96条の3第5項において準用する第96条の2第6項の規定による土地改良事業の廃止の報告は、別記様式第31号による報告書によってなければならない。

様式第13号の2（第14条の2関係）

応急工事計画策定報告書

[略]

主たる事務所の所在地
報告者（電話番号）（郵便番号）
名称

代表者の氏名 ㊟	代表者の氏名 ㊟
<p>災害復旧事業を施行したいので、土地改良法第96条の4において準用する第49条第1項の規定により協議します。</p>	<p>応急工事計画書を作成したので、土地改良法第96条の4第2項において準用する第96条の2第6項の規定により報告します。</p>
[略]	[略]
様式第14号 (第15条関係)	様式第14号 (第15条関係)
[略]	[略]
<p>換地計画を定めたので、土地改良法第52条第1項 (第96条 (第96条の4)) において準用する第52条第1項) の規定により認可を申請します。</p>	<p>換地計画を定めたので、土地改良法第52条第1項 (第96条 (第96条の4第1項)) において準用する第52条第1項) の規定により認可を申請します。</p>
[略]	[略]
(注) 不要の文字は、 <u>まっ消</u> すること。	(注) 不要の文字は、 <u>抹消</u> すること。
様式第15号 (第16条関係)	様式第15号 (第16条関係)
[略]	[略]
<p>換地計画を変更したいので、土地改良法第53条の4第1項 (第96条 (第96条の4)) において準用する第53条の4第1項) の規定により認可を申請します。</p>	<p>換地計画を変更したいので、土地改良法第53条の4第1項 (第96条 (第96条の4第1項)) において準用する第53条の4第1項) の規定により認可を申請します。</p>
[略]	[略]
(注) 不要の文字は、 <u>まっ消</u> すること。	(注) 不要の文字は、 <u>抹消</u> すること。
様式第16号 (第17条関係)	様式第16号 (第17条関係)
[略]	[略]
<p>次のとおり換地処分をしたので、土地改良法第54条第3項 (第96条 (第96条の4)) において準用する第54条第3項) の規定により届け出ます。</p>	<p>次のとおり換地処分をしたので、土地改良法第54条第3項 (第96条 (第96条の4第1項)) において準用する第54条第3項) の規定により届け出ます。</p>
[略]	[略]
(注) 不要の文字は、 <u>まっ消</u> すること。	(注) 不要の文字は、 <u>抹消</u> すること。
様式第17号の2 (第18条関係)	様式第17号の2 (第18条関係)
[略]	[略]
<p>土地改良施設について管理規程を定めた (変更した、廃止した) のので、土地改良法第96条の4において準用する第57条の2第1項 (第3項) の規定により協議します。</p>	<p>土地改良施設について管理規程を定めた (変更した、廃止した) のので、土地改良法第96条の4第1項において準用する第57条の2第1項 (第3項) の規定により協議します。</p>
[略]	[略]
様式第29号 (第30条関係)	様式第29号 (第30条関係)
市町村営土地改良事業施行協議書	市町村営土地改良事業計画策定報告書
[略]	[略]
<p>主たる事務所の所在地 申請者 (電話番号) (郵便番号) 名称 代表者の氏名 ㊟</p>	<p>主たる事務所の所在地 報告者 (電話番号) (郵便番号) 名称 代表者の氏名 ㊟</p>
<p>土地改良事業を施行したいので、土地改良法第96条の2第1項の規定により協議します。</p>	<p>土地改良事業計画を策定したので、土地改良法第96条の2第6項の規定により報告します。</p>
[略]	[略]
様式第30号 (第31条関係)	様式第30号 (第31条関係)
市町村営土地改良事業計画変更協議書	市町村営土地改良事業計画変更報告書
[略]	[略]
<p>主たる事務所の所在地 申請者 (電話番号) (郵便番号) 名称 代表者の氏名 ㊟</p>	<p>主たる事務所の所在地 報告者 (電話番号) (郵便番号) 名称 代表者の氏名 ㊟</p>
<p>土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法第96条の3第1項の規定により協議します。</p>	<p>土地改良事業計画を変更したので、土地改良法第96条の3第5項において準用する第96条の2第6項の規定により報告します。</p>
1 土地改良事業の施行の同意の年月日及び番号	1 土地改良事業の計画策定の報告 (施行の同意) の年月日及び番号
[略]	[略]
	(注) 不要の文字は、 <u>抹消</u> すること。

様式第31号（第32条関係）

市町村宮土地改良事業廃止協議書

[略]

主たる事務所の所在地
申請者（電話番号）（郵便番号）
名称
代表者の氏名 ㊟

土地改良事業を廃止したいので、土地改良法第96条の3第1項の規定により協議します。

1 土地改良事業の施行の同意の年月日及び番号

[略]

様式第31号（第32条関係）

市町村宮土地改良事業廃止報告書

[略]

主たる事務所の所在地
報告者（電話番号）（郵便番号）
名称
代表者の氏名 ㊟

土地改良事業を廃止したので、土地改良法第96条の3第5項において準用する第96条の2第6項の規定により報告します。

1 土地改良事業の計画策定の報告（施行の同意）の年月日及び番号

[略]

（注）不要の文字は、抹消すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 291条の3第3項の規定による日向東臼杵南部広域連合の規約の変更に係る届出は、平成24年1月27日付けで受理した。

平成24年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した

平成24年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
大光薬局	宮崎県北諸県郡三股町稗田47番地7	平成24年1月4日

宮崎県告示第85号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
有限会社 大光調剤薬局	宮崎県北諸県郡三股町稗田47番地5	平成24年1月1日

宮崎県告示第86号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
合同会社Life Create	宮崎県都城市上町4街区18号一ひろマンション2-A	訪問介護事業所あんず	宮崎県都城市早鈴町12街区2号	平成24年1月1日
株式会社さいと薬局	宮崎県宮崎市佐土原町上田島1892	さいと薬局	宮崎県西都市妻町3丁目133番地	平成23年8月1日
有限会社朋友薬局	宮崎県宮崎市生目台西五丁目21番地2	綾ほうゆう薬局	宮崎県東諸県郡綾町南俣字深田636-3	平成22年12月1日
有限会社グループホーム結芽	宮崎県児湯郡木城町高城3888番地1	訪問看護ステーション結芽	宮崎県児湯郡高鍋町上江1932-1	平成23年12月1日

宮崎県告示第87号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成24年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
福 田 一	県立日南病院	日南市	整形外科	平成24年2月1日
門 田 紘 輝	ベテスダク	都城市	脳神経外	平成24年2

	リニック		科	月 1 日
<p>宮崎県告示第88号</p> <p>宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第13条第1項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定した。</p> <p>平成24年2月13日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p>				

指定番号	種類	題 名	発行所名	指定年月日	
23年-21	書籍	絶対恋愛スウィート 2012年2月号 (2012年2月号(毎月10日発行)(1月10日発売))	笠倉出版社	平成24年1月30日	
23-22	書籍	恋愛ラブレボ 2月号 (平成23年12月30日発行・発売)	宙(おおぞら)出版		
23-23	書籍	Young Love Comic aya 2月号 (平成24年1月8日発行・発売)	宙(おおぞら)出版		
23-24	書籍	恋愛天国パラダイス 2月号 (2011年12月19日発行・発売)	株式会社竹書房		
23-25	書籍	おもちゃ ピアス Vol. 4 (2012年2月1日発行)	(株)ジュネット		
23-26	書籍	オレ○ヨメ (2012年1月20日初版第一刷発行)	株式会社海王社		
23-27	書籍	組長と若頭 ケダモノ男の熱い夜 (2012年2月12日 初版発行)	株式会社オークラ出版		
23-28	書籍	まんがのような人妻との日々 (2012年1月12日 第1刷発行)	株式会社双葉社		
23-29	書籍	お姉さんがエロいので。 (2011年12月30日 初版発行)	株式会社芳文社		
23-30	書籍	彼女とふえちプレイ (2011年12月31日 初版発行)	株式会社竹書房		
23-31	書籍	ボクを×××するおねえさま's ② (2011年12月31日 初版発行)	株式会社竹書房		
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。				

宮崎県告示第89号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成24年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
23年-46	映画	徳川女刑罰絵巻 牛裂きの刑	東映ビデオ	平成24年1月30日
23-47	映画	人妻娼婦 もっと恥ずかしくて	池島組 <オーピー映画>	
23-48	映画	女獄門帖 引き裂かれた尼僧	東映ビデオ	
23-49	映画	すべては「裸になる」から始まって	ハピネット、レオーネ <BANANAFISH>	

23 -50	映画	つわものどもの夢のあと 剥き出しセックス、そして・・・性愛	松岡組 ＜新日本映像＞
23 -51	映画	人妻家政婦 うずきに溺れて	竹洞組 ＜オーピー映画＞
23 -52	映画	SHAME－シェイム－ （原題）SHAME	ギャガ （イギリス）
23 -53	映画	デビルズ・ダブルーある影武者の物語－ （原題）THE DEVIL'S DOUBLE	ギャガ （ベルギー）
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。		

宮崎県告示第90号

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成24年 2 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 起業者の名称
社会福祉法人柑翔福祉会
- 2 事業の種類
赤江保育所移転整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
宮崎県宮崎市大字恒久字辰喰地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第 1 号の要件への適合性について
赤江保育所移転整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第 3 条第23号に規定する「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業」に関する事業に該当する。
以上から、本件事業は、法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第 2 号の要件への適合性について
本件事業は、宮崎市保育所条例（昭和39年条例第25号）に基づき設置された宮崎市立赤江保育所について、平成24年10月に宮崎市から移管を受ける社会福祉法人柑翔福祉会が、新園舎を整備するものである。
本件事業の起業者である社会福祉法人柑翔福祉会は、宮崎市立赤江保育所の移管先法人として決定されていること、また、本件起業地について宮崎市が取得し起業者に対し有償貸付けを行うこととしていることから、起業者は本件事業を施行する権能を有すると認められる。
また、起業者は、本件事業の実施に当たり、既に理事会の承認を受けるとともに、工事費等について金融機関から融資の確約を得ており、事業用地の取得を行う宮崎市においては、平成23年度に用地取得費の予算計上を行うなど、財源措置が講じられているため、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。
以上から、本件事業は、法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 法第20条第 3 号の要件への適合性について
 - ① 事業の施行により得られる公共の利益について
現在ある宮崎市立赤江保育所は、宮崎市南部の赤江地区に位置し、児童福祉の向上を目的に、宮崎市により運営されて

いる。

近年、就労形態の多様化や核家族化の進行などにより保育需要は高まり、延長保育など多様化する保育ニーズへの対応が求められているが、平成19年11月に宮崎市が策定した「市立保育所運営の全体計画」において、赤江保育所を民営化して保育サービスの充実を図ることが掲げられている。

しかしながら、現園舎は築後34年を経過し老朽化が著しく、玄関口・階段などが狭隘なため地震・火災等の非常時に迅速な避難が困難であり、現在の耐震基準に合致していないなど、安全な保育の提供に支障を来す恐れが生じている。また、隣接する赤江地域センターと共有している駐車場は、送迎時には利用が重なり不足状態となることや、保育所に面する県道では慢性的な渋滞が発生しているなど、通園環境の安全性に問題が生じている。さらに、平成21年 3 月に宮崎市が策定した「宮崎市保育基本計画（緊急定員適正化計画）」において、当赤江地区は定員増の重点地区とされ、平成22年度までに 120人の定員増が図られたが、いまだに慢性的な定員超過の状態となっている。

本件事業の施行により、老朽化やスペース不足等による支障が解消され、通園環境の改善が図られることから、安全な保育の提供が可能となるとともに、定員を90人から 120人に増やし、延長保育等の特別保育や地域交流事業などを実施することが可能となり、地域の保育需要に応え、保育サービスや子育て支援の拡充が図られるものと考えられる。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

② 事業の施行により失われる利益について

起業地は、農作物を栽培している農地であり、希少性の高い動植物は確認されていないことから、自然環境への影響は軽微であると認められる。また、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第 214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地も指定されていない。

以上から、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

③ 代替案の検討について

本件起業地の選定に当たっては、3箇所の候補地について
ア 保育面での環境
イ 通園における交通条件・利便性
ウ 周囲に与える影響
エ 事業の施行に要する費用の経済性
等を比較した結果、小学校に近く連携した保育が可能であること、周辺道路の整備が進み送迎時の安全が確保されていること、隣接した民家がなく騒音等の影響がないこと、事業費の面で最も経済的であること等の理由から、本件事業の起業

地が最も適切であると認められる。

④ 比較衡量

①で述べた得られる公共の利益と②で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、③で述べたように、本件起業地は、他の候補地と比較して最も合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

① 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)の①で述べたように、現園舎は昭和52年に建設され築後34年以上経過し、老朽化により漏水や床の腐食等が進み、耐震性の問題が発生しているとともに、狭隘なため、安全な保育の提供に支障をきたしていること、また、当赤江地区の認可保育所では慢性的な定員超過の状態にあることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲と認められる。さらに、起業地の範囲は、一時的な使用に供されるものは存在せず、使用的手段には馴染まないため、収用又は使用の別についても、合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項に規定する図面の縦覧場所

宮崎市役所福祉部子ども課

宮崎県告示第91号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年2月13日から平成24年2月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
6	県道	日之影字目線	西臼杵郡日之影町大字見立字上野原2533番1地先から同郡同町同大字同字2534番1地先まで	旧	4.4 ~ 14.4	68.0
				新	7.2 ~ 21.8	68.0

			で			
--	--	--	---	--	--	--

宮崎県告示第92号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年2月13日から平成24年2月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
16	県道	稲葉崎平原線	延岡市中川原町四丁目5231番1地先から同市同町三丁目5058番7地先まで	旧	7.8 ~ 16.8	313.1
				新	11.5 ~ 18.8	313.1

宮崎県告示第93号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年2月13日から平成24年2月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
18	県道	荒武新富線	西都市大字鹿野田字谷辺1596番3地先から同市同大字字五節句 151番地先まで	旧	12.8 ~ 44.6	339.5
				新	12.2 ~ 33.0	328.5

宮崎県告示第94号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年2月13日から平成24年2月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
324	県道	札の元 佐土原 線	西都市大字 鹿野田字五 節句 148番 2 地先から 同市同大字 同字 148番 2 地先まで	旧	9.0 ～ 16.7	46.0
				新	9.0 ～ 9.2	46.0

宮崎県告示第95号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年 2 月13日から平成24年 2 月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 2 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
367	県道	中村木 崎線	宮崎市大字 本郷南方字 辻原3889番 地先から同 市同大字同 字3969番 9 地先まで	旧	7.9 ～ 19.1	263.0
				新	17.4～ 41.9	263.0

宮崎県告示第96号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 2 月13日から平成24年 2 月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 2 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
6	県道	日之影 字目線	西臼杵郡日 之影町大字 見立字上野 原2533番 1 地先から同 郡同町同大 字同字2534 番 1 地先ま で	平成24年 2 月13日

宮崎県告示第97号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第 1 項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成24年2月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
西都市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
西都都市計画道路事業 8・7・1号 逢初川歩行者専用道路
- 3 事業施行期間
平成24年 2 月13日から平成28年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
西都市大字三宅字石貫畑及び大字三宅字石貫平ノ下地内
使用の部分
なし

宮崎県告示第98号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の 5 第 2 項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成24年 2 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 届出者の名称
株式会社建築構造センター
- 2 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社建築構造センター本社	東京都新宿区新宿 2 丁目 1 番 2 号 白鳥ビル 2 階
株式会社建築構造センター池袋事務所	東京都豊島区西池袋 5 丁目 1 番 6 号 第 2 矢島ビル 5 階 B
株式会社建築構造センター東北事務所	宮城県仙台市青葉区本町 2 丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ 4 階
株式会社建築構造センター福島事務所	福島県郡山市中町11番 5 号 やまのいビル1003号室
株式会社建築構造センター神奈川事務所	神奈川県横浜市西区北幸 2 丁目10番39号 日総第 5 ビル 3 階
株式会社建築構造センター愛知事務所	愛知県名古屋市中区錦 1 丁目17番13号 名興中駒ビル 9 階
株式会社建築構造センター山陰事務所	島根県松江市中原町 6 番地
株式会社建築構造センター愛媛事務所	愛媛県松山市三番町 7 丁目13番地13 ミツネビルディング 604号室

株式会社建築構造センター長崎事務所	長崎県長崎市万才町 6 番33号 高木ビル 501号
株式会社建築構造センター宮崎事務所	宮崎県宮崎市川原町 5 番10号 ミネックス川原 8 階
株式会社建築構造センター南九州事務所	鹿児島県鹿児島市中央町 9 番10号 創夢第一ビル 4 階
株式会社建築構造センター沖縄事務所	沖縄県浦添市字城間3019番地 座波建設ビル 308号室

- 3 変更しようとする年月日
平成24年 2 月 1 日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年 2 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 1 月 31日	特定非営利活動法人しんとみの郷	中下 和幸	宮崎県児湯郡新富町	この法人は新富町の地域資源を活用し、町内各団体等と連携して地域経済を活性化することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 2 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
宮交シティ（宮崎ショッピングプラザ）
宮崎市大淀四丁目 7 番30号
- 2 意見の概要
意見を有しない
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成24年 2 月13日から平成24年 3 月13日まで

--	--